

一財政再建に向けてー

幸手市財政健全化計画を策定しました

◀主な取り組み

歳入確保、歳出抑制に努め、将来にわたって必要なサービスを安定供給できる、自立した市としての、財政経営体質の強化を図ります。

市では、平成19年広報8月号でお知らせしましたとおり、平成19年6月に幸手市財政健全化計画(案)を策定し、市議会への報告を経て、同6月26日から30日ま

での5日間、市政概要説明会で、市民のみなさんにも説明を行いました。

この計画(案)に基づき、

平成18年度決算が認定されことや、交付税の減少率が改善されたことなどの新

たな要件を加えて再度計算し、さらに取り組み事項を再検討したものを「幸手市財政健全化計画」として策定しました。

本計画は平成23年度を目指に、①危機意識の共有と徹底した改革、②行財政運営の抜本的見直し、③市民との協働、を基本姿勢として、歳入の確保、歳出の抑制に全力で取組んで行きます。そこで、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

市町村合併は、国・地方ともに厳しい財政状況の中、効率的な行政運営を行って、市町においても、新合併特例法の期限である平成22年3月末までの合併を目指し、その動きが具体化してきています。

合併は、幸手市の将来を左右する重要な問題です。そこで、合併に関する市民のみなさんの意向を確認するため、アンケートを実施します。市ではこのアンケート調査の結果を十分考慮し、今

幸手市の合併についてのアンケートを行います

後の合併を進めるための指針としたいと考えていますので、趣旨をご理解いただき、みなさんのご協力をお願いします。

▼目的

市町村合併の枠組みを検討するにあたり、合併に関する市民のみなさんの意向を確認します。

▼対象

○幸手市在住で、平成19年4月1日現在、18歳以上(平成元年4月1日までに生まれた人)の人

○平成20年1月1日現在、住民基本台帳に登録されている人

アンケートは1月中旬頃、封書で郵送します。同封のはがきに必要事項を記入し、切手を貼らずにポストへ投函してください。

▼回収方法

なお、1月29日(火)までに、幸手郵便局へ届いたもののみが有効となりますので、ご注意ください。
問合せ 政策調整課 ☎ (43)1111内線4401
FAX (43)3783